

入会案内

■入会書類・手続き

滋賀県 観光振興局	<ol style="list-style-type: none">1. 新規登録申請書（更新登録）2. 定款（目的は「旅行業法に基づく旅行業」とする）3. 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人：住民票4. 役員の欠格事項に該当しない旨の宣誓書5. 旅行業務に係る事業の計画6. 旅行業務に係る組織の概要7. 最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書（個人：財産に関する調書）8. 最近の事業年度の納税申告書の写し等9. 旅行業協会の発行する入会確認書または入会承認書（旅行業協会に入会する場合）10. 旅行業務取扱管理者選任一覧表11. 旅行業務取扱管理者の合格証の写し12. 旅行業務取扱管理者の履歴書13. 旅行業務取扱管理者の欠格事由に該当しない旨の宣誓書14. 旅行業務取扱管理者定期研修の終了証の写し15. 事故処理体制についての書類16. 旅行業約款（標準旅行業約款と同一のもの）17. 営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書に写し
全国旅行業協会	<ol style="list-style-type: none">1. 入会申込書（副本）（正）2. 誓約書（副本）（正）3. 法人：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人：住民票4. 代表者の履歴書5. 法人：代表者以外の役員全員の履歴書（監査役含む）6. 旅行業担当責任者の履歴書7. 滋賀県観光振興局提出書類の写し（5～8、10、12、15）8. 旅行部門従事者の名簿9. 現況調査表

上記、書式等は滋賀県旅行業協会販売しております。
なお、詳細等につきましてはご相談ください。

(一社) 全国旅行業協会・滋賀県旅行業協会 入会金・年会費

及び営業保証金(弁済業務保証金分担金)

令和3年5月作成

◆旅行業登録・入会に係る必要経費・資産

区分	第1種	第2種	第3種	地域限定		摘要
登録基準	3,000万円以上	700万円以上	300万円以上	100万円以上		※基準資産額
※営業保証金	7,000万円	1100万円	300万円	取引額400万円以上 100万円	取引額400万円以下 15万円	年間取引額で変動
※弁済分担金	1,400万円	220万円	60万円	20万円	3万円	協会加入で1/5
①入会金・本部	225万円	65万円	55万円	40万円		
②入会金・県旅協	30万円	30万円	30万円	30万円		内、(株)滋賀旅協へ12万円出資
③年会費・本部	6万円	5万円	4万円	2.5万円		プラス1営業所7千円
④年会費・県旅協	1.5万円	1.5万円	1.5万円	1.5万円		
初年度経費計(①~④)	262.5万円	101.5万円	90.5万円	74万円		分担金は除く

※基準資産額は登録基準額+弁済分担額の合計額以上となります(例:3種の場合、360万円以上)

※営業保証金は協会に入会いただくことで1/5の弁済分担金を納入することで可能となります。

※営業保証金及び弁済分担金は、年間取引額(新規登録の場合は見込額)により納付金額が変動します。

※登録に必要な書式等は、滋賀県支部で販売しています。

◆旅行業等の区分

区分	第1種	第2種	第3種	地域限定	摘要
海外募集型企画旅行	○	×	×	×	自社主催
国内募集型企画旅行	○	○	△	△	自社主催
受注型企画旅行	○	○	○	△	
手配旅行契約	○	○	○	△	
募集型企画旅行受託販売	○	○	○	○	他社主催

※△:条件付きで取扱可能。1. 営業所の在する市町村、2. 隣接する市町村

※旅行サービス手配業は、旅行者からのみ、宿泊・運送等のサービスの手配を取り扱うことができる。(旅行者と直接契約することは厳禁)

《旅行業》

1. 第1種旅行業:海外・国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
2. 第2種旅行業:国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
3. 第3種旅行業:海外・国内の受注型企画旅行の企画・実施、及び海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。
4. 地域限定旅行業:第3種旅行業同様、実施する区域を限定し、国内の企画旅行の企画・実施、手配旅行も同様の区域内の取り扱いが可能。